

令和元年度原子力総合防災訓練実施成果報告書 参考資料

第1節

資料1	令和元年度原子力総合防災訓練の概要	1
資料2	令和元年度原子力総合防災訓練の結果概要	1
資料3	令和元年度原子力総合防災訓練の訓練内容	2
資料4	総合訓練の流れ	2
資料5	原子力緊急事態の危機管理体制（原子力災害対策マニュアル）	4
資料6	自然災害及び原子力災害の複合災害への対応に係る組織体制	4
資料7	令和元年度原子力総合防災訓練 訓練項目等	5
資料8	「2つのPDCAサイクル」による原子力防災体制の充実・強化	6

第2節

資料9	評価種別・方法	7
資料10	外部専門家・主な評価項目	7
資料11	訓練目的から評価に至る関係	8
資料12	訓練評価に基づく改善	8
資料13	訓練評価の全体像	9

第3節

1 国、関係地方公共団体及び原子力事業者共通の訓練

2 国が参加主体となる訓練

警戒事態

資料14	住民避難に係る意思決定の流れ（警戒事態）	9
資料15	警戒事態要請文（島根原子力発電所）	10
資料16	警戒事態におけるERCの活動状況	11
資料17	警戒事態におけるOFCの活動状況	12
資料18	警戒事態におけるEMCの活動状況	13

施設敷地緊急事態

資料19	住民避難に係る意思決定の流れ（施設敷地緊急事態）	13
資料20	施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針（島根県）	14
資料21	施設敷地緊急事態における避難の実施方針（島根県）	15
資料22	施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針（鳥取県）	17
資料23	施設敷地緊急事態要請文（島根原子力発電所）	18

現地への国職員・専門家の緊急輸送

資料24	国の職員・専門家の緊急輸送	19
資料25	施設敷地緊急事態における中央合同庁舎第8号館の活動状況	20
資料26	施設敷地緊急事態におけるERCの活動状況	21
資料27	施設敷地緊急事態におけるOFCの活動状況	21
資料28	施設敷地緊急事態におけるEMCの活動状況	22

全面緊急事態

資料29	住民避難に係る意思決定の流れ（全面緊急事態）	23
資料30	全面緊急事態における防護措置の実施方針（島根県）	23
資料31	全面緊急事態における避難の実施方針（島根県）	24

資料 3 2	全面緊急事態における防護措置の実施方針（鳥取県）	25
資料 3 3	全面緊急事態指示文	25
資料 3 4	全面緊急事態における官邸の活動状況	26
資料 3 5	全面緊急事態における E R C の活動状況	27
資料 3 6	全面緊急事態における O F C の活動状況	28
資料 3 7	全面緊急事態における E M C の活動状況	30
資料 3 8	自治体の災害対策本部等における活動状況	30
O I L 2		
資料 3 9	一時移転等の実施方針（島根県松江市）	34
資料 4 0	島根県松江市住民の一時移転の概要	35
資料 4 1	一時移転等の実施方針（鳥取県境港市）	36
資料 4 2	鳥取県境港市住民の一時移転の概要	37
資料 4 3	一時移転指示文	38
3 関係地方公共団体が参加主体となる訓練		
3. 1 P A Z 内施設敷地緊急事態要避難者の避難等実施訓練		
資料 4 4	P A Z 内要避難者の避難実施結果（病院、社会福祉施設）	39
資料 4 5	P A Z 内要避難者の避難実施結果（在宅要避難者）	39
3. 2 P A Z 内住民の避難等実施訓練		
資料 4 6	P A Z 内住民の避難実施結果（島根県松江市）	40
3. 3 U P Z 内住民の屋内退避実施訓練		
3. 4 U P Z 内一部住民の一時移転実施訓練		
資料 4 7	U P Z 内一部住民の一時移転等の実施結果（島根県）	40
資料 4 8	U P Z 内一部住民の一時移転等の実施結果（鳥取県）	41
資料 4 9	住民広報の実施状況	41
資料 5 0	避難退域時検査の活動状況	42
資料 5 1	避難所の活動状況	44
3. 5 原子力災害医療訓練		
資料 5 2	原子力災害医療訓練の実施状況（島根県立中央病院）	45
3. 6 交通規制・警戒警備訓練		
資料 5 3	交通規制・警戒警備訓練の実施状況	46
3. 7 ヘリテレ伝送システムによる情報収集訓練		
資料 5 4	ヘリコプター及び船舶等による映像伝送	46
4 原子力事業者が参加主体となる訓練		
資料 5 5	原子力事業者訓練の実施状況	47
5 その他		
資料 5 6	D-N E T による避難状況把握	48
資料 5 7	島根県における新聞折込チラシ	49
資料 5 8	鳥取県における新聞広告	49
資料 5 9	島根県における緊急速報メール	50
資料 6 0	鳥取県における緊急速報メール	50
資料 6 1	鳥取県原子力防災アプリの活用状況	51

1 訓練の位置付け及び目的

【原子力災害対策特別措置法第13条第1項に基づく防災訓練】

国、地方公共団体及び原子力事業者における
防災体制や関係機関における協力体制の実効性
の確認

原子力緊急事態における中央と現地の体制や
マニュアルに定められた手順の確認

「島根地域の緊急時対応」の取りまとめに向けた

避難計画の検証

訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出、緊急時
対応等の検討

原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び
原子力防災に関する住民理解の促進

2 実施時期

令和元年11月8日(金)、9日(土)、10日(日)

3 訓練の対象となる原子力事業所

中国電力株式会社 島根原子力発電所

4 参加機関等

政府機関:内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁

地方公共団体:島根県、鳥取県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市ほか関係県市町村

事業者:中国電力株式会社

関係機関:量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構 等

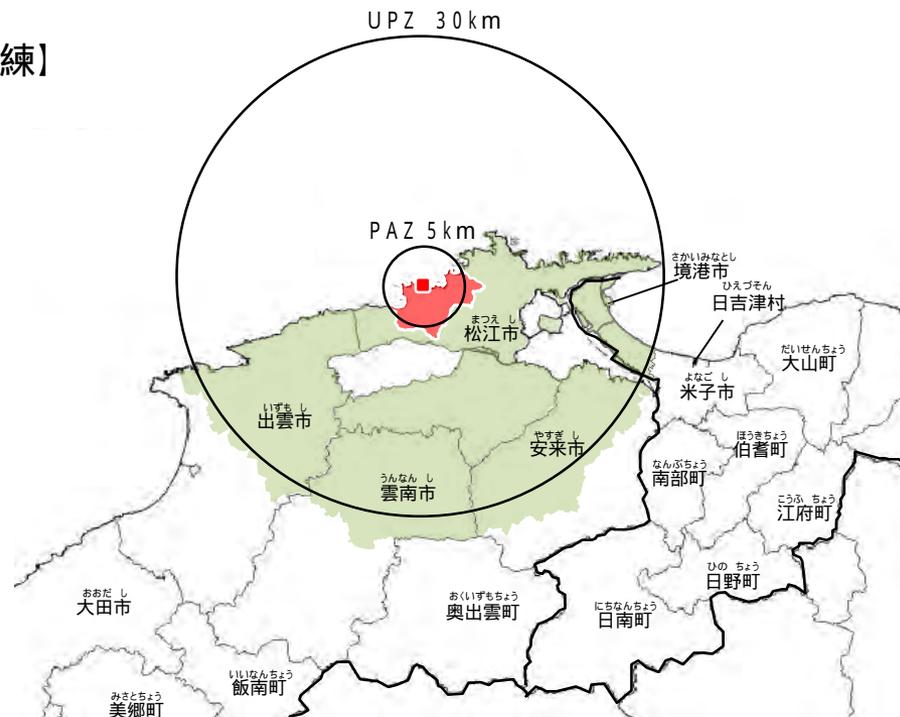
5 訓練内容

自然災害及び原子力災害の複合災害を想定し、発電所を対象に以下の訓練を実施

(1) 迅速な初動体制の確立訓練

(2) 中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練

(3) 県内外への住民避難、屋内退避等の実動訓練



出典: テクノコ白地図イラスト(<http://technocco.jp/>)をもとに内閣府(原子力防災)作成
PAZ(予防的防護措置を準備する区域): Precautionary Action Zone
UPZ(緊急防護措置を準備する区域): Urgent Protective Action Planning Zone

令和元年度原子力総合防災訓練の結果概要

資料2

1. 日付

11月8日（金）14:00 ~ 10日（日）13:00

2. 参加機関数等

参加機関：208機関

人数：約7780人

[内訳]

指定行政機関等	22機関	約500人
指定地方行政機関等	16機関	約110人
地方公共団体等	91機関	約2500人
指定公共機関等	3機関	約20人
指定地方公共機関等	28機関	約30人
原子力事業者	15機関	約500人
その他関係機関	33機関	約1700人
住民等の訓練参画人数		約2420人()

住民等の避難、一時移転及び屋内退避訓練
島根県（2日目約1260名、3日目約360名）
鳥取県（2日目約200名、3日目約600名）

3. 広報訓練

新聞折込チラシ（島根県：約24万部 A4表・裏各）

新聞広告（鳥取県：約39万部 全5段（縦17cm、横38cm））

エリアメール（30km圏内の約46万人）

鳥取県原子力防災アプリ

R1.10.13 3,690件

R1.11.10 4,433件

4. 警戒事態における学校等避難訓練

鹿島東小学校における保護者への生徒（101人）引渡し訓練
島根・鳥取両県の小学校・中学校・高等学校等において
連絡訓練を多数実施

5. 施設敷地緊急事態における要配慮者の避難（9人）

グループホームあとむ苑（入所者、バス）	：4名
鹿島病院（入院患者、救急車・ヘリ）	：1名
在宅/島根地区（けが人、自衛隊車両・ヘリ）	：1名
在宅/鹿島・生馬・古江地区（要支援者、福祉車両）	：3名

あとむ苑からの避難者には実際の入所者1名を含む。その他は
模擬参加。

6. 原子力緊急事態（放出前）におけるP A Z内の住民の避難

松江市500人 大田市、奥出雲町に避難

7. 原子力緊急事態（放出後）におけるU P Z内のO I L 2地域の住民の一時移転（370人）

松江市120人 避難退域時検査後、倉敷市へ避難
（170km（バス3台））

出雲市 40人 避難退域時検査
出雲市 50人 避難退域時検査後、広島市へ避難
（約180km（バス3台））

安来市 50人 避難退域時検査
雲南市110人 避難退域時検査

海外から、7か国、台湾及びIAEA(国際原子力機関)から21名の
専門家が視察

令和元年度原子力総合防災訓練の訓練内容

資料3

	1日目	2日目	3日目
午前		<p>PAZ内の要配慮者の避難等の 実動避難訓練</p> <p>全面緊急事態発生</p> <p>全面緊急事態への対応 (中央と現地組織の連携による 防護措置の実施方針等に係る 意思決定訓練) 15条事象発生報告・上申 緊急事態宣言 複合災害に対応した原子力災害対策 本部・非常災害対策本部合同会議運営</p>	<p>全面緊急事態への対応 (住民避難等の実動訓練等)</p> <p>< 機能別訓練 > ・UPZ内住民の一時移転</p>
午後	<p>地震発生により警戒事態発生</p> <p>警戒事態への対応 (迅速な初動体制の確立訓練)</p> <p>施設敷地緊急事態発生</p> <p>施設敷地緊急事態への対応 (中央と現地組織の連携による 防護措置の実施方針等に係る 意思決定訓練) 原子力規制委員会・内閣府 原子力事故対策本部会議運営 複合災害に対応した非常災害 対策本部・原子力事故対策本部 合同会議運営</p>	<p>事業者訓練(事態収束活動)</p> <p>全面緊急事態への対応 (住民避難等の実動訓練等)</p> <p>< 機能別訓練 > ・PAZ内の住民の避難 ・UPZ内住民の屋内退避</p>	

総合訓練の流れ(1日目)

資料4-1

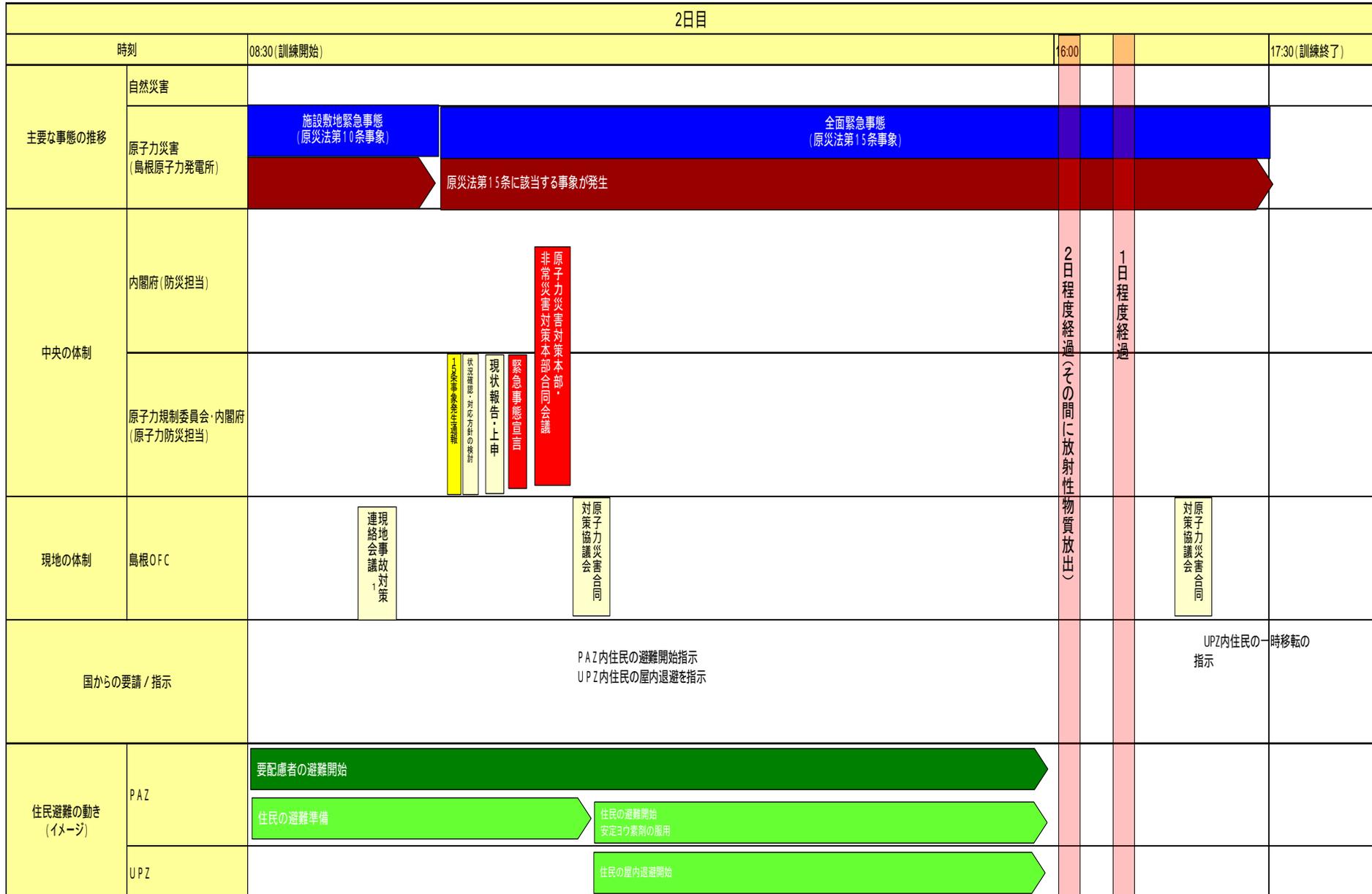
1日目			
時刻		14:00(訓練開始)	18:50(訓練終了)
主要な事態の推移	自然災害	14:00 地震発生	
	原子力災害 (島根原子力発電所)	警戒事態	施設敷地緊急事態 (原災法第10条事象)
		原子炉自動停止	原災法第10条に該当する事象が発生
中央の体制	内閣府(防災担当)	・非常災害対策本部設置決定	
	原子力規制委員会・内閣府 (原子力防災担当)	原子力規制委員会・内閣府 原子力事故合同警戒本部 (原子力規制庁ERC)	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10条事象発生通報</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事故対策本部会議 1</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">PAZ内要配慮者の避難等 要請</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">非常災害対策本部・ 原子力事故対策本部合同会議</div>
現地の体制	島根OFC	原子力規制委員会・内閣府 原子力事故合同現地警戒本部	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">原子力規制委員会・ 内閣府原子力事故合同現地対策本部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">現地事故対策連 絡会議 2</div> </div>
国からの要請 / 指示		PAZ内要配慮者の 避難準備要請	PAZ内要配慮者の避難要請 PAZ内住民の避難準備開始要請
住民避難の動き (イメージ)	PAZ	要配慮者の避難準備	
	UPZ		

1 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部会議

2 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び現地事故対策連絡会議合同会議

総合訓練の流れ(2日目)

資料4-2

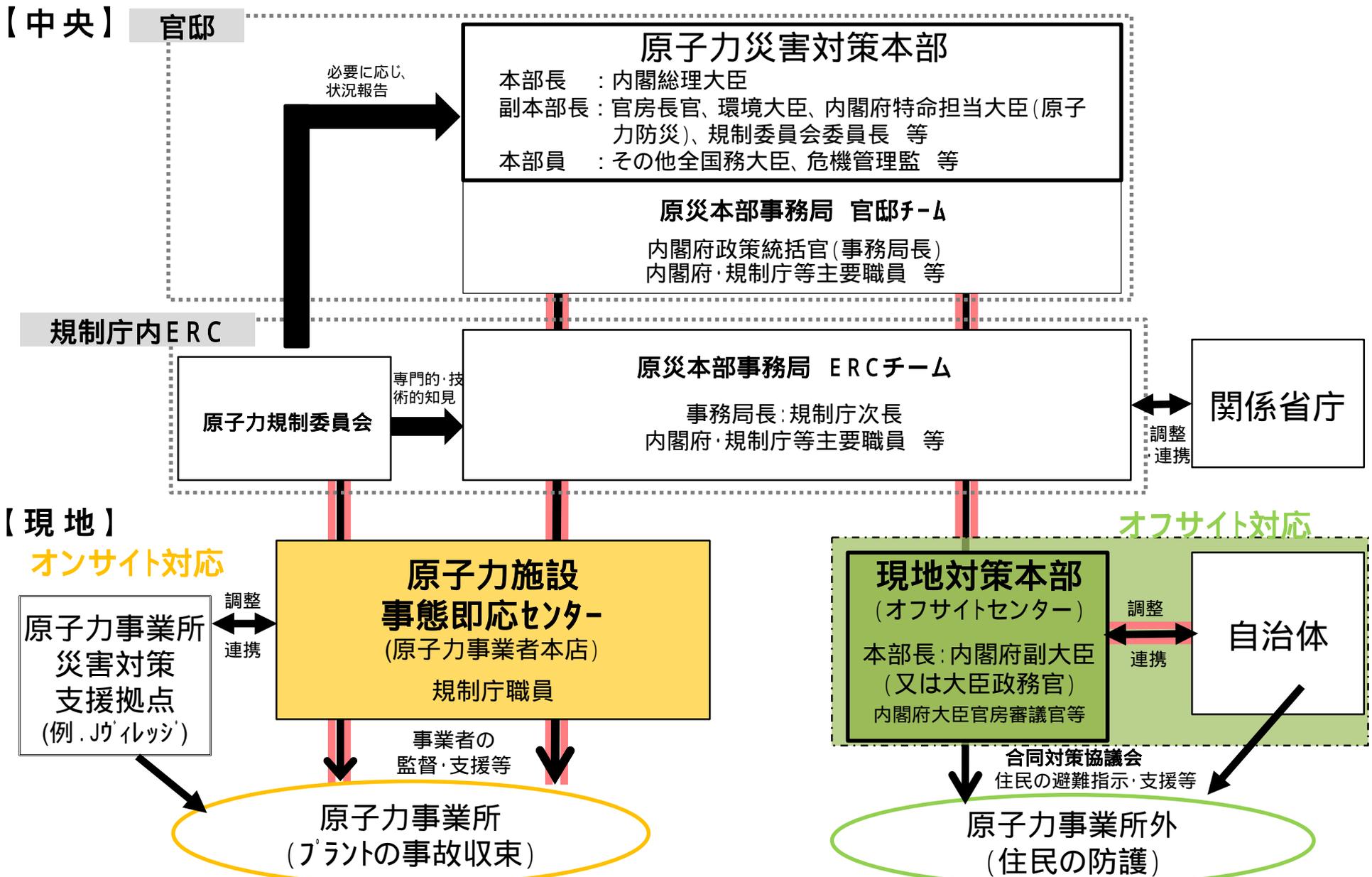


1 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び7県地重村対策連絡合同会議

総合訓練の流れ(3日目)

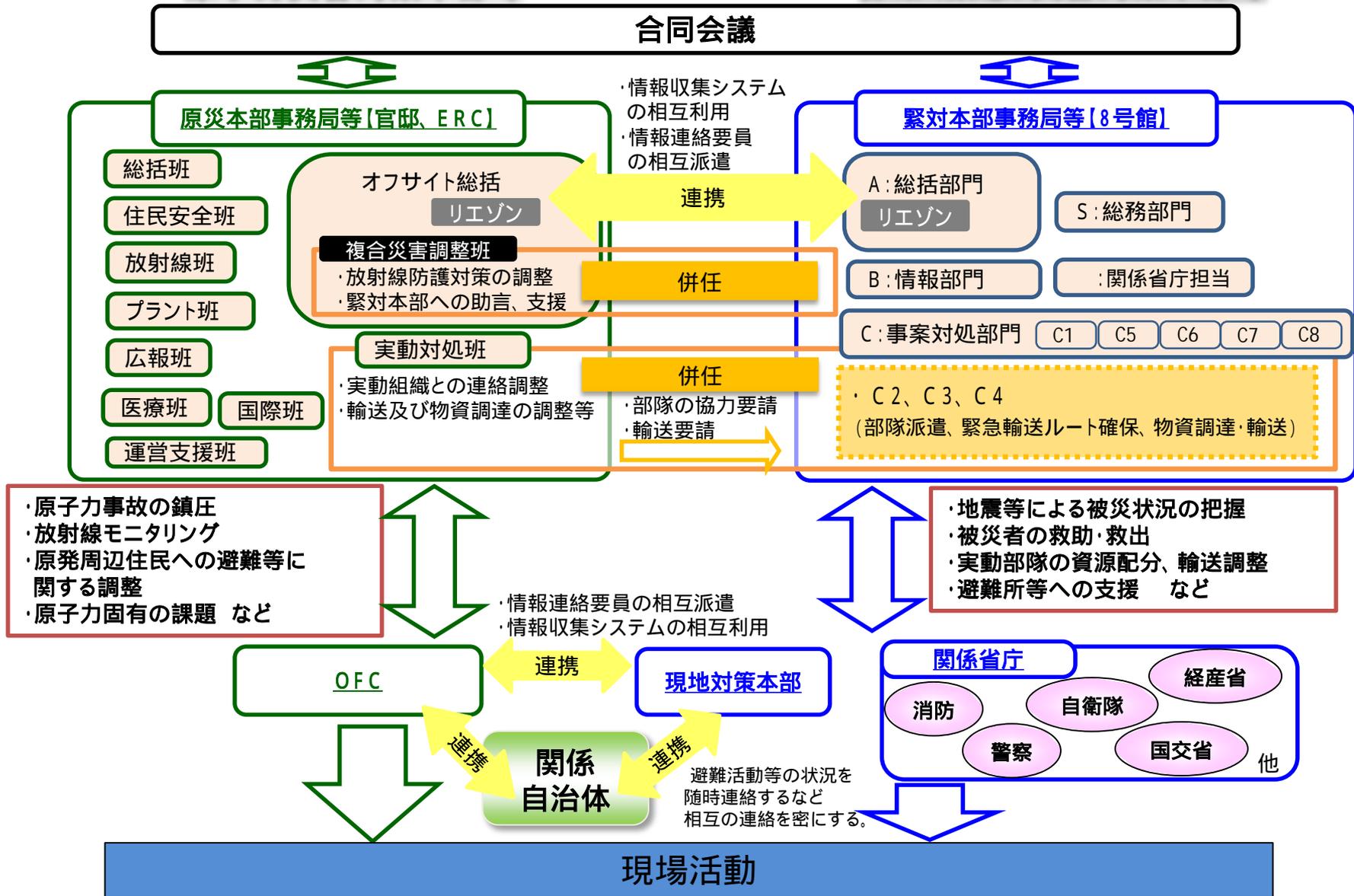
資料4-3

3日目			
時刻		08:30(訓練開始)	13:00(訓練終了)
主要な事態の推移	自然災害		
	原子力災害 (島根原子力発電所)	<div style="background-color: blue; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 全面緊急事態 (原災法第15条事象) </div> <div style="background-color: red; height: 20px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>	
中央の体制		訓練に関する機能班がERCで活動	
現地の体制	島根OFC	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 原子力災害合同対策協議会 </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">UPZ内住民の一時移転の 状況確認</p>	
住民避難の動き (イメージ)	実施の流れ	<div style="background-color: orange; height: 20px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">UPZ内住民の一時移転</p>	避難所運営訓練等のみ 15:00頃まで実施



原子力災害対策本部等

非常(緊急)災害対策本部等



令和元年度原子力総合防災訓練 訓練項目等(1/3)

資料7-1

訓練実施項目		主要活動項目	
訓練項目	訓練目標		
国、関係地方公共団体及び原子力事業者共通の訓練	オフサイトセンター運営訓練	<p>OFCの運営(原子力災害合同対策協議会の運営を含む。)を通じて、防護措置に係る関係地方公共団体との具体的対策の検討、調整等ができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集 ・本部活動 ・機能班活動 ・全体会議
	緊急時モニタリング実施訓練	<p>緊急時モニタリング実施計画等の立案や意思決定を行うとともに、関係機関及び原子力事業者と連携して、緊急時における環境放射線のモニタリングができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集 ・実施計画の立案 ・意思決定 ・モニタリング ・測定報告
	広報対応訓練	<p>官邸、原子力規制庁緊急時対応センター、OFC等の各拠点間で情報共有を行うとともに、プレス公表資料の配付・説明、記者会見の実施等、外部への情報発信等を継続的に滞りなく実施できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国民への情報提供 ・記者会見 ・情報共有
国が参加主体となる訓練	原子力災害対策本部等の運営訓練	<p>警戒事態発生に伴う原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、施設敷地緊急事態発生に伴う同事故合同対策本部、全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部を設置するとともに、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した自然災害に係る対策本部との合同会議の開催も含め、各本部の運営を通じた関係機関の情報共有、連絡調整、意思決定等が実施できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集 ・本部活動 ・自然災害に係る対策本部との合同会議 ・情報共有、連絡、意思決定及び広報 ・住民の避難等に係る計画立案及び意思決定 ・地方公共団体への指示
	海外対応訓練	<p>国際原子力機関(IAEA)の枠組みによる国際通報やその他海外関係機関への情報共有等が実施できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際通報 ・情報共有
	現地への国の職員・専門家の緊急輸送訓練	<p>内閣府副大臣(原子力防災担当)、内閣府幹部等を現地に派遣するに当たり、関係省庁が連携し、輸送手段及び輸送経路を調整した上で、緊急輸送の実施ができる。この際、派遣要員との情報共有が実施できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送手段の調整 ・輸送経路の確認 ・緊急輸送

訓練実施項目		主要活動項目	
訓練項目	訓練目標		
関係地方公共団体が参加主体となる訓練	災害対策本部等の運営訓練	発電所の事故進展に応じて、関係地方公共団体において災害対策本部等を設置し、地域防災計画等に基づく応急対策を実施するとともに、テレビ会議システム等を活用し、E R CとO F Cとの間で継続的な情報共有ができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集 ・本部活動
	P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者の避難等実施訓練	施設敷地緊急事態発生 of 通報を受け、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者について、避難先の調整、輸送手段の確保、避難者の受入れ等を行い、避難等が実施できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・要避難者の情報収集・伝達 ・避難先の調整、輸送手段の確保 ・要避難者の避難
	P A Z内の住民の避難等実施訓練	原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、P A Z内の住民について、県内への避難等が実施できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示伝達 ・避難先の調整、輸送手段の確保 ・避難
	U P Z内住民の屋内退避実施訓練	原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、U P Z内の住民等の屋内退避や各機関の情報伝達等ができる。あわせて、屋内退避の意義等の理解促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避指示伝達 ・物資輸送体制構築 ・各機関への情報伝達
	U P Z内一部住民の一時移転等実施訓練	O I L 2の基準を超過したことに伴い、U P Z内で屋内退避中の一部住民について、避難先の調整、輸送手段の確保、避難者の受入れ等を行い、県内外のU P Z外への一時移転が実施できる。あわせて、各機関への情報伝達及び一時移転住民への安定ヨウ素剤の緊急配布を行うとともに、避難退域時検査場所を設置し、一時移転に伴う人員及び車両の避難退域時検査並びに簡易除染が実施できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・一時移転指示伝達 ・各機関への情報伝達 ・安定ヨウ素剤の緊急配布 ・避難退域時検査等
	原子力災害医療訓練	O I L 2の判断に基づき一時移転する住民が経路上において受傷したことを想定し、救急車等による搬送を行い、搬送先の医療機関において、傷病者の污染検査、除染及び救急処置ができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達 ・救急処置
	交通規制・警戒警備等訓練	警察、海上保安庁等による交通規制、船舶航行規制や道路管理者による道路状況の確認等ができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制 ・警戒警備
	ヘリテレ伝送システムによる情報収集訓練	現地の活動や避難状況について、ヘリテレ映像等を関係機関に伝送し、国と関係地方公共団体との間で情報共有ができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘリテレ伝送システムによる情報収集 ・各機関への情報共有

訓練実施項目		主要活動項目	
訓練項目	訓練目標		
原子力事業者が参加主体となる訓練	対策本部運営訓練	地震や発電所設備の故障等の発生に伴い、本社及び発電所に対策本部を設置し、緊急事態応急対策を指揮するとともに、テレビ会議システム等を活用し、発電所緊急時対策本部と本社緊急時対策総本部、本社緊急時対策総本部とE R Cの間で継続的な情報共有ができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の設置、運営 ・ERCプラント班との情報連携
	通報連絡訓練	地震や発電所設備の故障等の発生に伴い、原子力事故等の状況や応急措置の実施計画について関係機関への通報及び報告ができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関への通報・報告
	警備・避難誘導訓練	発電所構内作業員等の避難誘導及び避難場所への移動を行うとともに、発電所敷地内の立入制限が実施できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・作業員等への避難周知・誘導 ・発電所への立入り制限の指示
	原子力災害医療訓練	発電所構内における放射性物質汚染を伴う傷病者に対する汚染除去等の応急措置及び関係機関と連携し医療機関への搬送等が実施できる。また、施設敷地緊急事態の発生後24時間以内に発電所構内に医療提供体制を確立するため、発電所構内に県外の関係機関等から医療関係者の派遣要請および発電所構内への受け入れができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救助 ・汚染状況の確認・汚染拡大防止措置 ・管理区域外への搬出 ・医療機関との連携
	事故収束訓練	施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生に伴い、発電所が保有する重大事故等対処設備を活用した事故拡大防止措置が実施できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・事故収束活動
	原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練	原子力事業所災害対策支援拠点における現地本部の設営・運営を行い、即応センター、O F C等との情報共有ができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材運搬 ・原子力事業所災害対策支援拠点の設営及び運営 ・本店対策本部との連携
	原子力事業者支援連携訓練	原子力災害時における原子力事業者間の協力協定等の取決めに基づき、施設敷地緊急事態発生に伴う協力要員派遣、資機材提供の支援要請連絡、美浜原子力緊急事態支援センターから提供を受けた資機材の発電所への自衛隊ヘリによる搬送等が実施できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・支援要請 ・資機材確保、要員派遣 ・現場偵察用無線ロボットの操作

原子力防災の継続的改善



訓練方法の継続的改善



万が一原子力災害が
発生した場合に備え、
訓練の実施が重要

訓練の評価結果を
防災計画、体制等の
改善に繋げる

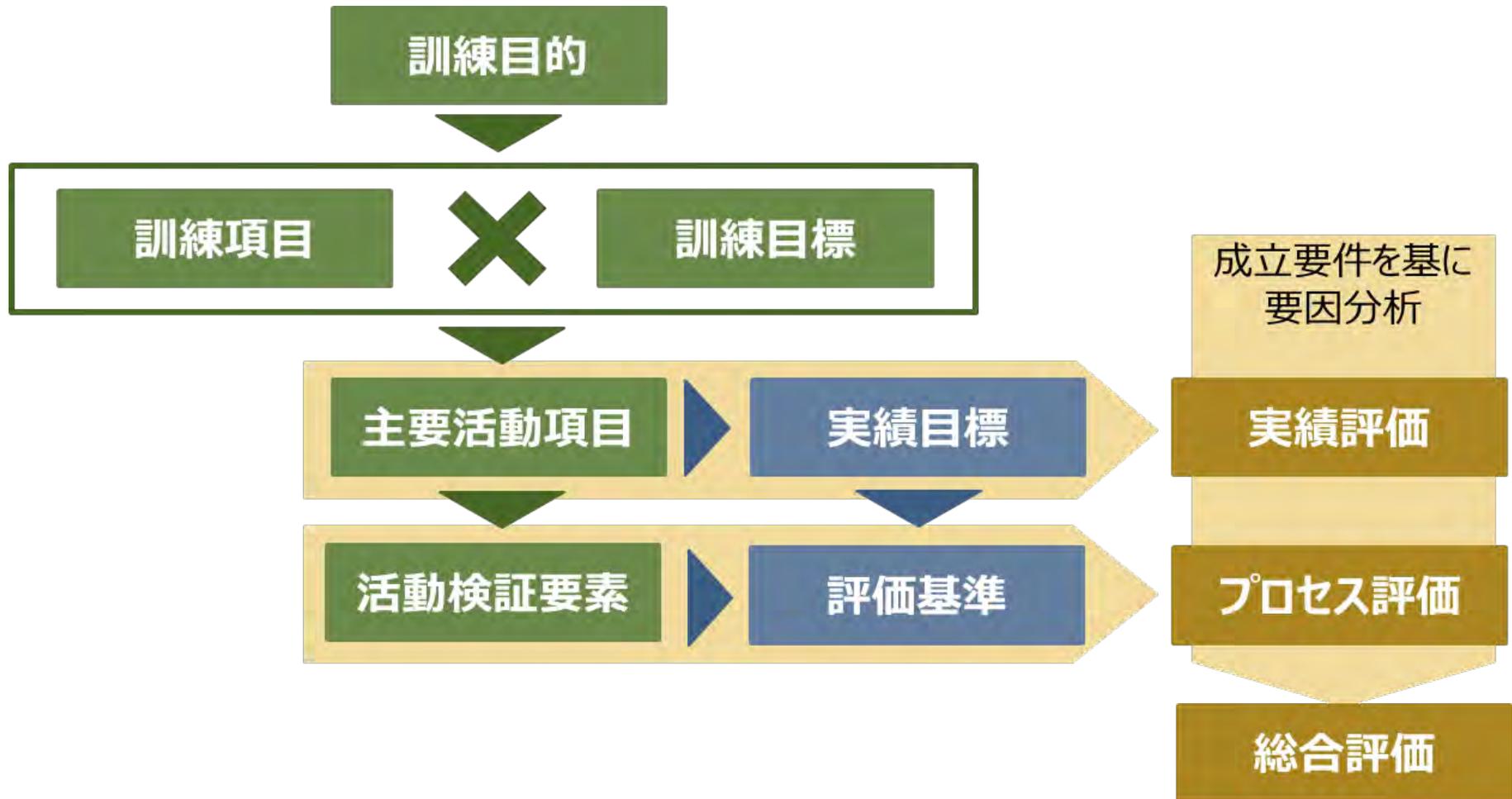
社会や環境の変化、
組織内状況の変化の把握・考慮

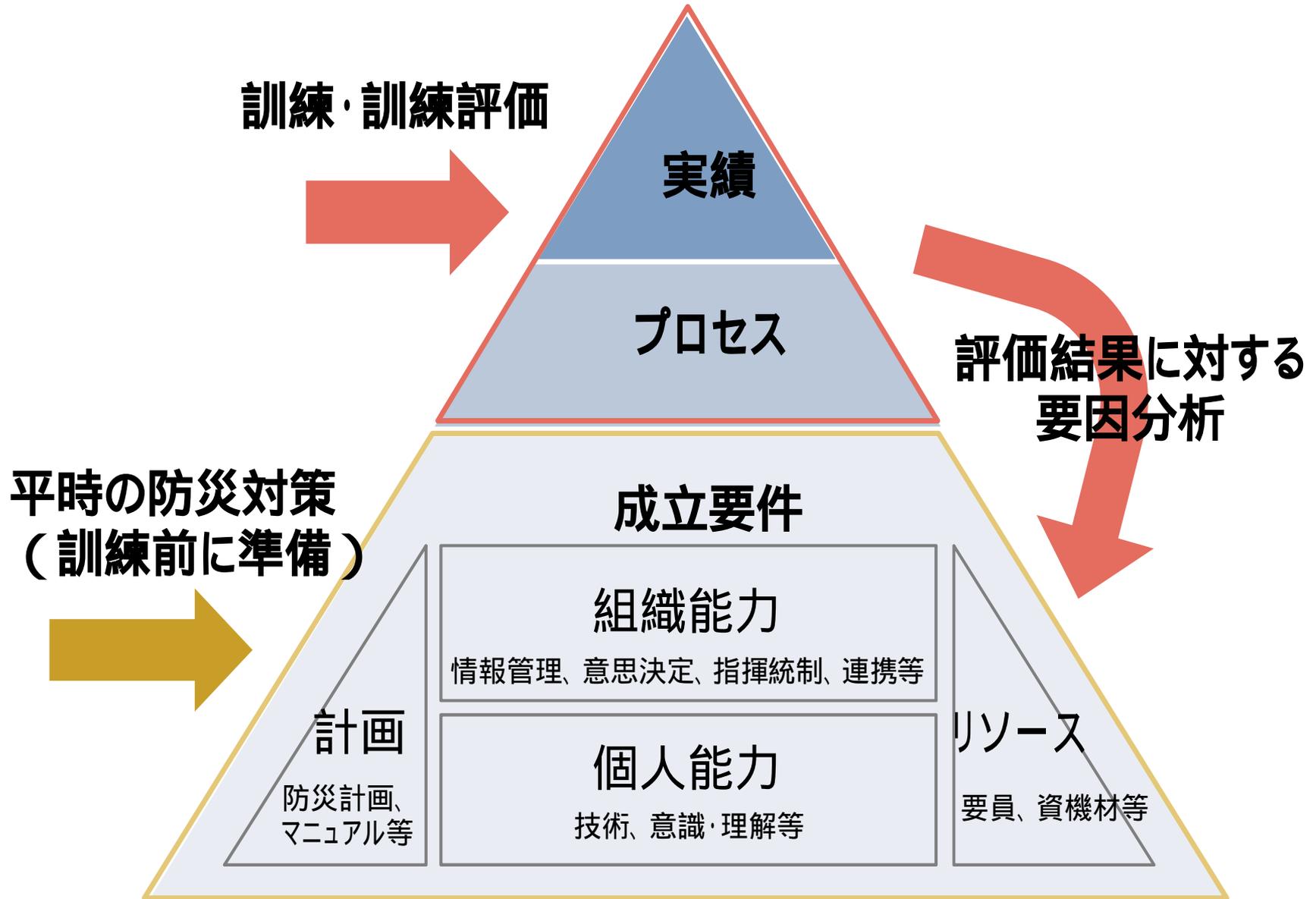
評価種別	評価方法	評価者	評価内容（概要）
自己評価	直後レビュー	官邸・ERC・OFC・自治体訓練対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練対象者同士の振り返り、討議を通じた評価
	アンケート	官邸・ERC・OFC・自治体訓練対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練対象者の役割に応じた手順の理解度、達成度等の評価
外部評価	評価員評価	原子力防災専門官 上席放射線防災専門官 自治体職員 外部委託評価員 等 官邸・ERC・OFC等に配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ ERC、OFC機能班内・機能班間、各拠点間の連携等の対応状況の評価 ・ 訓練方法の評価
	専門家レビュー	外部専門家 災害対応マネジメント、危機管理、環境影響評価、放射線計測、災害対応航空技術、原子力災害医療等 官邸・ERC・OFC等に配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各専門家の専門領域に基づく評価 ・ 訓練方法の評価

外部専門家・主な評価項目

資料10

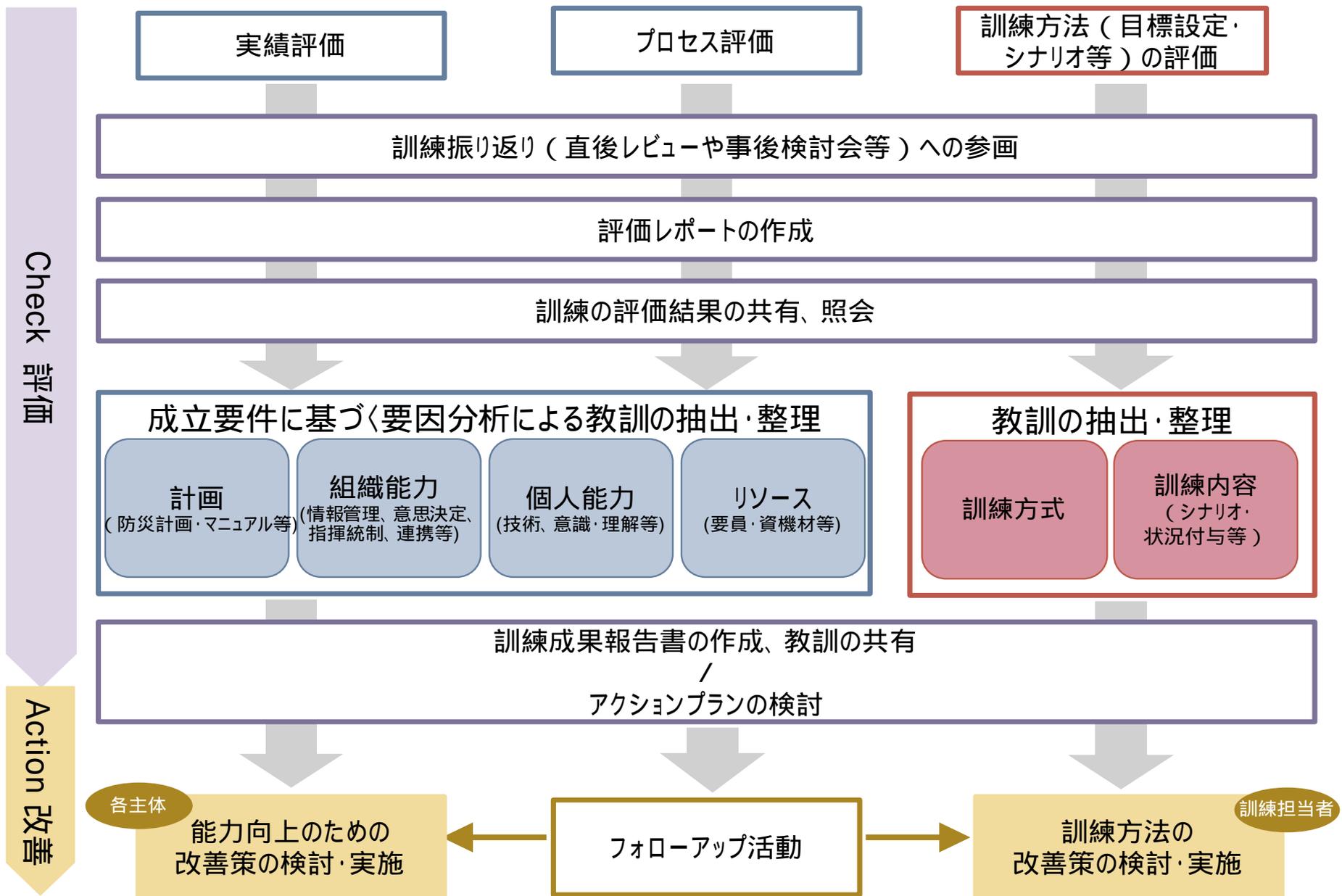
所属	氏名	専門分野	主な評価項目（視点）
(公財)原子力安全研究協会	片桐 裕実	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価（モニタリング） (経歴) ・元原子力緊急時支援・研修センター長 ・JANSI「原子力防災訓練ガイドライン検討会」委員 ・避難計画等の継続的改善プロセスの構築の調査・支援業務検討委員 ・原子力安全・保安院「オフサイトセンターの在り方に関する意見聴取会」委員 ・原子力規制庁「緊急時モニタリングの在り方に関する検討チーム」委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・オフサイトセンターの運営（県災害対策本部等との連携の在り方、今後の課題等）
日本原子力研究開発機構 福島研究開発部門福島研究開発拠点福島環境安全センター	武石 稔	<ul style="list-style-type: none"> ・環境放射線モニタリング (経歴) ・福島環境安全センターにて福島環境回復に関する業務に従事 ・技術士（原子力・放射線部門） ・原子力規制庁「環境放射線モニタリングの技術検討チーム」メンバー ・原子力規制委員会「緊急事態応急対策委員」 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリング体制（仕組み）の実効性、今後の課題
(株)日本防災デザイン	熊丸 由布治	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理、災害対応マネジメント、消防戦術、NFPA、FEMA等の有資格者 (経歴) ・(社)災害対応訓練研究所代表理事 ・前在日米陸軍統合消防次長 	<ul style="list-style-type: none"> ・米国基準（オンサイト訓練）との比較等 ・原子力災害対策本部事務局での緊急時対応業務の在り方及び関係機関との相互連携について ・今後の課題
国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構 調布航空宇宙センター	小林 啓二	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応航空技術、防災 (経歴) ・宇宙航空研究開発機構航空技術部門 次世代航空イノベーションハブ主任研究開発員 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害を含む複合災害時の情報共有の在り方、ヘリコプター等の運用状況の確認、今後の課題
横浜国立大学	野口 和彦	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理（原子力緊急時対応）、リスクマネジメントシステム (経歴) ・横浜国立大学リスク共生社会創造センター長 ・避難計画等の継続的改善プロセスの構築の調査・支援業務検討委員 ・原子力防災専門官基礎研修講師 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力緊急時対応 ・訓練の方法（方式、内容等）、今後の課題
岩手大学	越野 修三	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理、防災 (経歴) ・岩手大学地域防災研究センター客員教授（元岩手県防災危機管理監） ・内閣府（防災） 防災スペシャリスト養成研修講師 ・内閣府（原子力防災）中核の人材研修講師 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の指揮・統制
(株)三菱総合研究所	石井 和	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理（原子力防災、一般防災）、リスクマネジメント、訓練設計 (経歴) ・三菱総合研究所 経営企画部 主席研究員 産業セキュリティグループ グループリーダー ・避難計画等の継続的改善プロセスの構築の調査・支援業務検討会事務局責任者 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部等の運営の在り方 ・訓練運営・評価の在り方、今後の課題
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 量子医学・医療部門 高度被ばく医療センター 副センター長	立崎 英夫	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害医療 (経歴) ・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 量子医学・医療部門高度被ばく医療センター 副センター長 ・元原子力安全委員会専門委員 ・元原子力規制委員会原子力災害事前対策の在り方等に関する検討チームメンバー 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害時の医療体制、処置に関すること ・医療提供体制の実効性の検証及び課題の抽出 ・医療処置時の放射線防護・汚染拡大防止措置の対応状況の確認



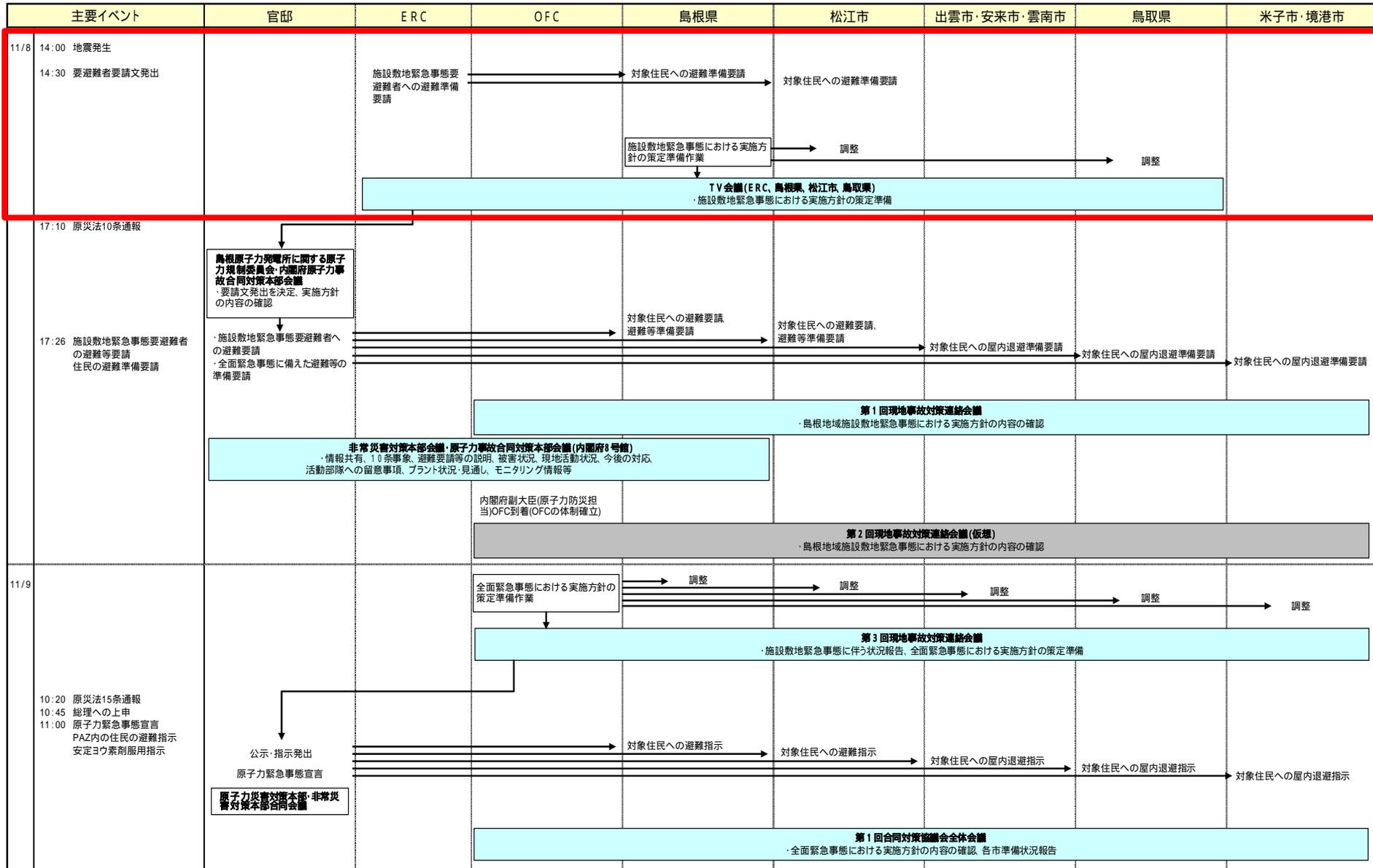


訓練評価の全体像

資料13



住民避難に係る意思決定の流れ(警戒事態)



訓 練

要 請

令和元年11月 8日14時30分

島根県知事 殿
鳥取県知事 殿
松江市長 殿
出雲市長 殿
安来市長 殿
雲南市長 殿
米子市長 殿
境港市長 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

中国電力株式会社島根原子力発電所第2号機において原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

- ・中国電力株式会社島根原子力発電所のPAZの住民であって施設敷地緊急事態要避難者(注)は、避難準備を実施すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は屋内退避の準備を実施すること。
- ・中国電力株式会社島根原子力発電所のPAZの住民であって施設敷地緊急事態要避難者(注)に対する安定ヨウ素剤の配布準備を実施すること。
- ・島根県及び鳥取県は、原子力規制委員会による緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に協力するとともに、緊急時モニタリングの準備を実施すること。
- ・中国電力株式会社島根原子力発電所のPAZ及びUPZの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

(注) 施設敷地緊急事態要避難者

施設敷地緊急事態要避難者は次に掲げるものをいう。

要配慮者(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの

要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの

(ア) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの

(イ) (ア)のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの

警戒事態要請文(島根原子力発電所)

資料15-2

参 考



区分	都道府県名	市町村名
PAZ	しまねけん 島根県	まつえし 松江市の一部 ()
UPZ	しまねけん 島根県	まつえし 松江市の全域 (を除く)
		いずもし 出雲市の一部
		やすぎし 安来市の一部
		うんなんし 雲南市の一部
	とっとりけん 鳥取県	よなごし 米子市の一部
		さかいみなとし 境港市の全域



住民安全班の活動



運営支援班と実動対処班の調整



プラント班から医療班へ負傷者情報の連絡



プラント班の活動